



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 : 株式会社 サッポロドラッグストア
代 表 者 名 : 代表取締役社長 富 山 睦 浩
(コード: 2786 東証第1部・札証)
問 合 せ 先 : 常務取締役管理本部長 高 野 徹 朗
(TEL. 011-771-8100)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定につき、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定するものであります。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、倫理行動規程を制定し、当社グループのすべての取締役及び使用人が推進すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び使用人への周知徹底をはかり、取締役及び使用人は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。
 - (2) 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の統制委員会及び統制委員会事務局を設置するとともに、各部門に統制推進者を配置し、全社的な倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。
 - (3) 当社は、内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合または行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口にご相談・通報することとし、当社は、内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護に努めるものとします。
 - (4) 取締役の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査役による監査により、その適法性を確保します。取締役会は、原則として月1回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査役が閲覧可能な体制を維持します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの各部門が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の統制委員会を設置し、全社的なリスク管理を推進するものとします。
- (2) 統制委員会は、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生ひん度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び使用人はこれを遵守するものとします。また、リスク管理の教育・研修活動等を行う統制推進者を各部門に配置し、日常的な業務におけるリスク管理を推進するものとします。
- (3) 当社は、お客様からの苦情等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく、適切な措置を講じるものとします。
- (4) 内部監査室は、当社グループ各部門におけるリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役会に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。
- (5) 当社は、危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とする経営会議を原則として月1回開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとします。
- (2) 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとします。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社子会社に取締役及び監査役を派遣し、当社子会社の経営を把握し、業務の執行に係る事項を当社へ報告する体制を整備するものとします。
- (2) 当社は、子会社に対し法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。なお、財務情報の適正性の確保については、連結対象会社を対象に内部統制システムを整備するものとします。
- (3) 内部監査室は、当社子会社管理の状況及び業務活動について内部監査を実施し、当社子会社の監査役と連携し内部統制システムの整備をはかるものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役及び監査役会の求めがあったときは、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置するものとします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役及び監査役会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとします。
- (2) 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役及び監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席して報告を受けるものとします。
 - ・取締役会決議事項・報告事項
 - ・月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
 - ・その他重要な稟議・決裁事項
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとします。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底するものとします。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通をはかるものとします。
- (2) 監査役は、定期的に会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換するものとします。
- (3) 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、内部監査室と会合をもち、情報の交換を行うなど緊密な連携をはかるものとします。

11. 監査役 の 職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

1 2. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社では、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び使用人はこれを遵守するものとします。
- (2) 当社では、財務報告の適正性を確保するために代表取締役社長直轄の統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。
- (3) 当社では、財務報告の適正性を確保するために会計監査人を設置し、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

1 3. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

- (1) 当社は、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを「サッポロドラッグストアー倫理行動規範」に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。
- (2) 当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、当社事業所に不当要求防止責任者を配置するとともに対応部署である当社総務部が各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、使用人の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。
- (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、対応マニュアルの整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・北海道暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

以上